

# 天草市 地震ハザードマップ

## 熊本地震について

平成 28 年熊本地震（以下「熊本地震」といいます。）では、最大震度 7 の大規模な地震が 2 度にわたり発生し、住宅の倒壊などにより 246 人（平成 29 年 10 月 13 日現在）の尊い命が失われ、19 万 6 千棟を超える建築物に被害が及ぶなど、甚大な被害が発生しました。更に、平成 28 年 10 月 21 日に最大震度 6 弱を記録した鳥取県中部地震が発生するなど、熊本地震と前後して大規模な地震が全国で発生しています。

### 熊本地震の概要

平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分、熊本県熊本地方の深さ 11km でマグニチュード（以下「M」と表記。）6.5 の地震（前震）が発生しました。さらに、この地震の約 28 時間後の 4 月 16 日 1 時 25 分に同地方 M7.3 の地震（本震）が発生し、上益城郡益城町等で震度 7 を観測しました。震度 7 の観測は九州地方では初めてのことであり、同時に、一連の地震活動で震度 7 を 2 度観測、さらに 2 自治体同時に震度 7 を観測したことは、観測史上初めてのことであります。

### 【震源となった布田川断層帯と日奈久断層帯】

4 月 14 日の M6.5 の地震及び 4 月 15 日の M6.4 の地震は、日奈久断層帯の活動によると考えられています。日奈久断層帯による M6.8 以上の地震の発生確率は 7-18% と評価していました。

4 月 16 日の M7.3 の地震の震源は、布田川断層帯の活動によると考えられています。布田川断層帯を含む九州中部の区域では、M6.8 以上の地震の発生確率は 18-27% と評価していました。

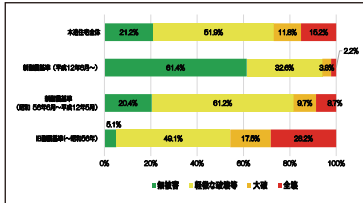


### 地震による市の被害状況

熊本地震において、震度 5 以上の揺れを観測した時間帯を大きく 3 つに分類しました。最初に発生したマグニチュード 6.5 の地震（4 月 14 日 21:26 発生）による市の最大震度は、5 弱でした。しかし、28 時間後に発生した地震はマグニチュード 7.3（4 月 16 日 1:25 発生）と最初の地震の規模を上回るもので、市でも震度 6 弱を観測しました。市では人命に関わる被害は発生していませんが、一部損壊等の建物被害 45 件を確認しています。

### 住宅被害からみる耐震改修の必要性

益城町中心部の建築物の被害が著しい地域で日本建築学会が対象地域を設定してその範囲の被害建築物全ての調査を実施しました。その結果、昭和 56 年 5 月以前の建築基準法に基づく耐震基準（以下「旧耐震基準」といいます。）のもとで建設された木造建築物の倒壊率は、28.2% 以上、新耐震基準のもとで建設された木造建築物の倒壊率（昭和 56 年 6 月～平成 12 年 5 月:8.7%、平成 12 年 6 月以降:2.2%）と比較して顕著に高くなっています。



### 防災関係機関緊急連絡先一覧

番号	施設名	住所	電話
1	天草市役所	東浜町 8-1	0969-23-1111
2	天草市庁舎別館	中村町 10-8	0969-23-1111
3	牛深支所	牛深町 2 2 86-103	0969-73-2111
4	有明支所	有明町赤崎 3 3 8 3	0969-53-1111
5	御所浦支所	御所浦町御所浦 3 5 2 7	0969-67-2111
6	倉岳支所	倉岳町棚底 1 9 1 9	0969-64-3111
7	栖本支所	栖本町馬場 1 7 9	0969-66-3111
8	新和支所	新和町小宮地 6 6 9-1	0969-46-2111
9	五和支所	五和町御領 2 9 4 3	0969-32-1111
10	天草支所	天草町高浜南 4 8 8-1	0969-42-1111
11	河浦支所	河浦町河浦 5 2 5 3	0969-76-1111
12	天草警察署	今釜新町 3 5 3 0	0969-24-0110
13	牛深警察署	久玉町 5 7 0 5-4	0969-73-2110
14	中央消防署	本渡町広瀬 1 6 8 7-2	0969-22-0119
15	中央消防署・有明分署	有明町赤崎 2 0 3 0-8	0969-53-0119
16	中央消防署・御所浦分署	御所浦町御所浦 3 5 2 6-1 2	0969-67-3119
17	中央消防署・倉岳分署	倉岳町棚底 8 5 0-1	0969-64-2119
18	中央消防署・新和分署	新和町小宮地 6 5 8	0969-46-3119
19	中央消防署・五和分署	五和町二江 4 9 1 5-1	0969-33-0119
20	南消防署・西天草分署	天草町高浜南 5 0 1-1	0969-42-0119
21	南消防署・河浦分署	河浦町白木内 1 7 5-1 3	0969-76-1311
22	南消防署	久玉町 1 2 1 6-1 3	0969-73-2519

### 医療拠点（救護所）連絡先一覧

番号	施設名	住所	電話
1	天草市立牛深市民病院	牛深町 3 0 5 0	0969-73-4171
2	天草市立御所浦診療所	御所浦町御所浦 2 8 9 1-3	0969-67-2007
3	天草市立栖本病院	栖本町馬場 2 5 6 0-1 4	0969-66-2165
4	天草市立新和病院	新和町小宮地 7 6 3-3	0969-46-2003
5	天草市立河浦病院	河浦町白木内 2 2 3-1 1	0969-76-1151
6			
7			

※空欄には、最寄りの病院（診療所）を記入しておきましょう！

### 災害用伝言ダイヤル 171

- 伝言の登録方法 1711 市外局番から自宅の電話番号をダイヤル 伝言を入れる
- 伝言の再生方法 1712 市外局番から相手宅の電話番号をダイヤル 伝言を聞く

### ●天草市安心・安全メールサイトはこちら

<http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/bousai/kijij00363/index.html>

ハザードマップ・耐震改修のお問い合わせ先

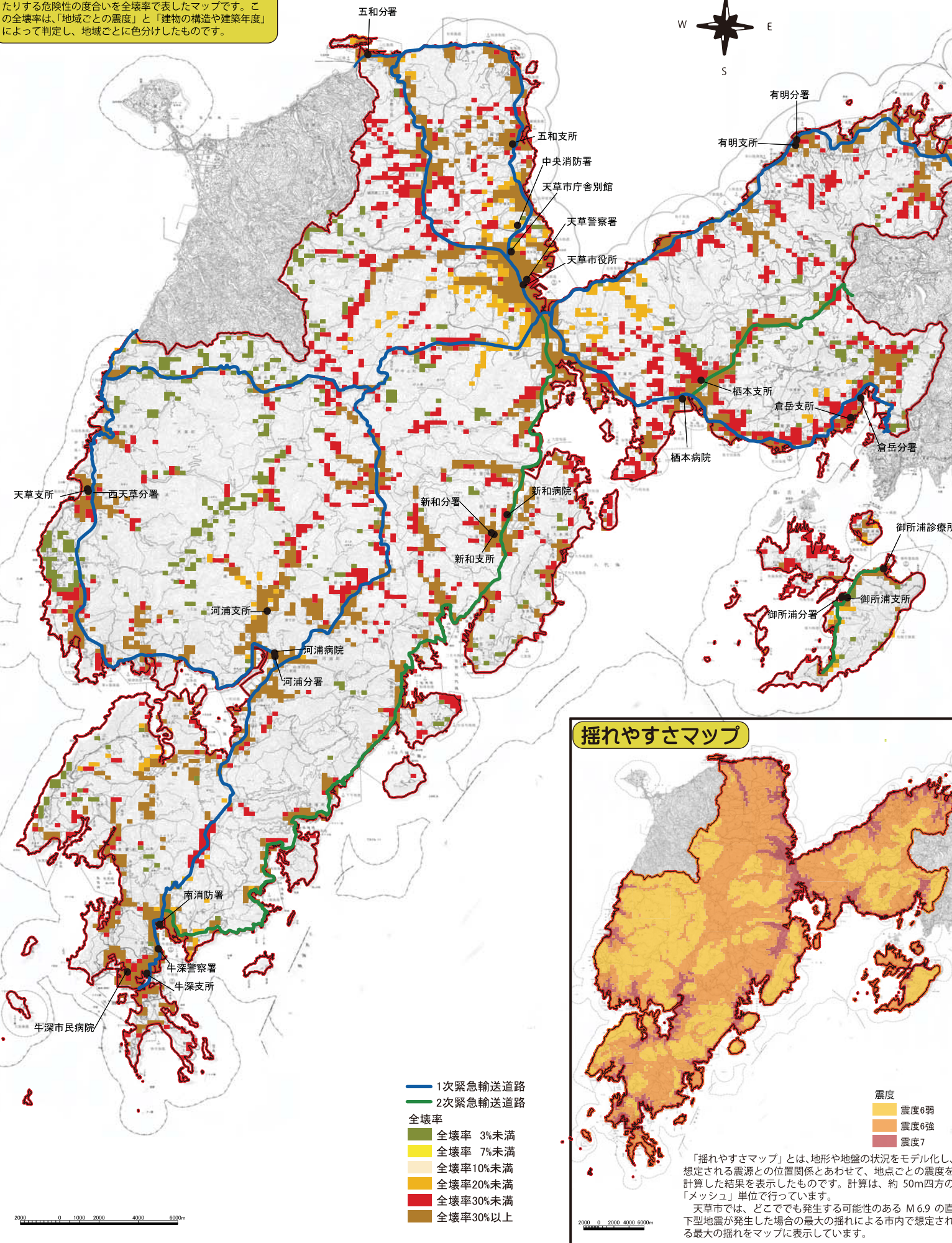
天草市 建設部 建築課 建築係

電話 0969-23-1111 (代表)

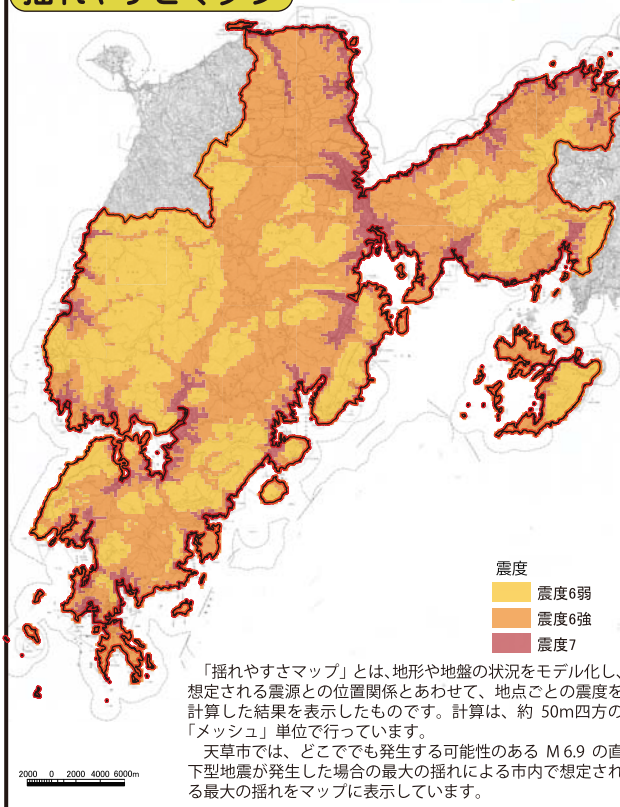
ホームページ <http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/>

## 危険度(全壊率) マップ

危険度マップとは、地震動によって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを全壊率で表したマップです。この全壊率は、「地域ごとの震度」と「建物の構造や建築年度」によって判定し、地域ごとに色分けしたものです。



## 揺れやすさマップ



「揺れやすさマップ」とは、地形や地盤の状況をモデル化し、想定される震源との位置関係とあわせて、地点ごとの震度を計算した結果を表示したものです。計算は、約 50m 四方の「メッシュ」単位で行っています。天草市では、どこでも発生する可能性のある M6.9 の直下型地震が発生した場合の最大の揺れによる市内で想定される最大の揺れをマップに表示しています。

## 地震に備えましょう！

- 1. 家の中に、家具のない安全なスペースを確保する**
  - 人の出入りの少ない部屋に、家具をまとめて置く。
  - 模様替えをして、少しでも安全なスペースを確保する。
- 2. 寝室や子ども、高齢者などの部屋には、倒れそうな家具を置かない**
  - 倒れた家具により逃げ遅れる可能性があります。
- 3. 家具の転倒や落下を防止する対策をとる**
  - 転倒防止金具で、家具と壁を固定する。
  - 重ね留め防止金具で、家具同士を固定する。
  - 開放防止金具で、引き出しや扉が開かないようにする。
  - 重いものは下に、軽いものは上に収納する。
  - 家具の下に転倒防止板を挟む。
  - 就寝場所に家具が倒れてこないようにする。
- 4. 出入り口や通路には物を置かない**
  - 家具の転倒で出入り口や通路をふさがれると、安全に避難できなくなります。
  - 出入り口近くに倒れそうな家具を置かない。
- 5. 屋外にも注意を**
  - ベランダ：物干しや植木鉢などは、落下防止のため固定する。ベランダからの避難を考え、日ごろから整理整頓する。
  - 屋根：アンテナ、屋根瓦のずれなどがあれば、補強してください。
  - ガラス：飛散防止フィルムを貼る（屋内の食器棚などにも）。
  - ブロック塀：ひび割れ、くづつきがあれば、すぐに補強する。
  - プロパンガス：ボンベを鎖でしっかり固定する。
  - 屋外給湯設備：本体や電化製品、基礎・壁等に、アンカーや金具でしっかり固定する。
- 6. 住宅の耐震化**

阪神・淡路大震災の死者のうち約 8 割が、住宅の倒壊や家具の転倒による圧迫・窒息によるものでした。家具や電化製品、そして今住んでいる家屋までも、地震の時には凶器になります。

#### 耐震診断

建物について、築年や地盤の情報、壁の位置や屋根の仕様などを調査し、地震に対する強さを総合的に検討することです。

#### 耐震改修

耐震診断によって、不足している部分を改めることです。壁を新たに作ったり、接合部を強くしたりと様々な方法があります。

## 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

市では、今後の大地震に備え、市民の皆様が安心して住み続けられる住まいの確保を図るため、戸建て木造住宅の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修費用等の補助を実施しています。

●条件

A 共通条件	B 各事業別の条件 (Aの条件に加え、新・旧別に●の条件を全て満たすものが対象)					
	耐震改修設計		耐震改修工事		建替え工事	
戸建木造	新	旧	新	旧	新	旧
在来軸組構法	●	●	●	●	●	●
階数 2 以下	●	●	●	●	●	●
現に所有者が居住	●	●	●	●	●	●

※ 1 新：新耐震基準の場合（昭和 56 年 6 月以降に着工したもの）  
 旧：旧耐震基準の場合（昭和 56 年 5 月以前に着工したもの）  
 ※ 2 「耐震診断の結果、倒壊のおそれ有り」又は「熊本地震により罹災（大規模半壊以上）」のいずれか対象  
 ※ 耐震診断を受けられた場合で、耐震性ありの診断結果が出ている場合は、いずれも対象外となります。

●補助内容

	耐震診断	耐震改修設計 (平成 28 年度から)	耐震改修工事 (平成 28 年度から)
A 補助対象者	原則として住宅の所有者	原則として住宅の所有者	原則として住宅の所有者
B 補助対象経費	耐震診断（精密診断）に要する費用	耐震診断に要する費用	耐震診断に要する費用
C 補助率	3分の2以内	3分の2以内	2分の1以内
D 補助金の額	B×C又は8.9万円のいずれか低い方の額	B×C又は11.8万円（耐震診断無し）、8.3万円（耐震診断有り）のいずれか低い方の額（※耐震診断は精密診断に限る）	B×C又は60万円のいずれか低い方の額
	建替え工事 (平成 29 年度から)	耐震シェルター工事 (平成 29 年度から)	
A 補助対象者	原則として住宅の所有者	原則として住宅の所有者	
B 補助対象経費	建替え工事に要する費用	耐震シェルター工事に要する経費	
C 補助率	23%以内	2分の1以内	
D 補助金の額	B×C又は60万円のいずれか低い方の額	B×C又は20万円のいずれか低い方の額	